

【議案1】福岡県交通対策協議会設置要綱改正について

福岡県交通対策協議会設置要綱について、以下のとおり改正することとしたい。

1 改正理由

- (1) 次期福岡県交通ビジョン（地域公共交通計画）を策定するにあたり、策定に係る委託業務に国庫補助を活用する。国庫補助は補助対象が活性化法法定協議会に限定されていることから、福岡県交通対策協議会（以下「協議会」という。）において、契約締結、補助金申請、補助金の受入れ等を行う必要があり、これに伴い関係規定を整備するもの。
- (2) 県の組織改編を反映するもの。

2 改正内容の概要について

- (1) 協議会において金銭を扱うこととなるため、監事を置くとともに、会計年度を明記する。（第7条、第9条）
また、予算執行に係るもののうち、設置要綱に定めのないものについては福岡県財務規則を準用する規定をあわせて明記する。（第9条）
- (2) 協議会において契約業務を行うこととなるため、契約業務に関する決裁権限を県の職員である委員（市町村・地域振興部長）へ委任することを明記する。（第10条）
- (3) 協議会において補助金の申請事務等を行うこととなるため、これと同等の事務手続きの決裁権限を事務局の長へ委任することを明記する。（第11条）
- (4) 県の組織改編により、事務局を「福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課」へ変更する。
- (5) その他所要の改正を行う。

【議案2】令和8年度予算（案）について

令和8年度予算について、別添「令和8年度予算（案）」のとおりに計上することとしたい。

1 収入の部

国庫補助金及び県費補助金による収入を計上。

2 支出の部

次期福岡県交通ビジョンの策定に係る調査、データ分析、計画案の取りまとめ等を委託するため、委託費を計上。